

## 海外からの肉製品によって家畜伝染病が 国内に侵入する恐れがあります

近年、**中国・台湾・ベトナム・フィリピン**などから携帯品として持ち込まれた畜産物から、**アフリカ豚熱・鳥インフルエンザ**などのウイルスが検出されています。

昨年4月22日から、畜産物の違法な持込に対する対応が厳格化されました。

(輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合、3年以下の懲役または100万円以下の罰金)



**口蹄疫・アフリカ豚熱・鳥インフルエンザ**等の発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品**は法律で**輸入が禁止**されており、**国際郵便**でも持ち込めません。

### 外国からの従業員を受け入れておられる農家の皆様へのお願い

- ・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員のみなさまにご確認いただくようお願いいたします。
- ・また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らない**ように、外国人の従業員のみなさまに**周知**いただきますようお願いいたします。
- ・郵便物内に輸入検査を受けていない**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに**動物検疫所か最寄りの家畜保健衛生所まで**お知らせください**。

農林水産省 動物検疫所 関西空港支所 検疫課

TEL:072-455-1956 FAX:072-455-1957

京都府南丹家畜保健衛生所 TEL 0771-42-3308(夜間・休日は転送されます)